

賛助会員規則

（目的）

第1条 この規則は、公益財団法人 国際人材協力機構（以下「本機構」という。）の賛助会員に関する事項を定め、その運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

（会員の種類）

第2条 賛助会員の種類は、個人会員、企業会員及び団体会員とする。

2 団体会員は、商工会議所、商工会、中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。）、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人その他本機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と判断する法人とする。

（入会申込み）

第3条 賛助会員となろうとする者は、次の各号に掲げる書類を理事長に提出し、入会の申込みをすることができる。

- （1）入会申込書
- （2）登記事項証明書又は住民票の写し
- （3）その他理事長が必要と認める書類

（入会の承認）

第4条 理事長は、前条に規定する入会の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する者を除き賛助会員として承認することができる。

- （1）入会の申込みの際の表明・確約に関して虚偽の申告をしたと認められる者
- （2）技能実習法第10条に規定する技能実習計画認定の欠格事由又は同法第26条に規定する監理団体許可の欠格事由に該当する者
- （3）出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第19条の26第1項（第14号を除く）に規定する登録支援機関の登録拒否事由に該当する者又は特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第4号に規定する特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準に適合しない者
- （4）第12条各号のいずれかに該当すると認められる者
- （5）当該入会が本機構の適正かつ円滑な運営に支障を来すおそれがあると判断される者

（会費の納入）

第5条 前条の規定により入会の承認を得た者は、第9条に規定する会費（以下

「年会費」という。)を納入しなければならない。

2 次条第3項に規定する賛助会員資格の有効期間を更新した際の年会費については、更新日の属する月の末日までに納入しなければならない。

3 既に納入された年会費は、これを返還しない。

(会員資格の発効及び有効期間)

第6条 年会費の納入を本機構が確認した日を入会日とし、賛助会員の資格は同日から発効するものとする。

2 年会費が請求月の翌月末までに納入されない場合は、入会の意思がないものとみなし入会承認を取り消す。

3 賛助会員資格の有効期間は、入会日の属する四半期の初日から1年間とする。翌年以降は、賛助会員から退会の申し出がなくかつ本機構に異議がない限り、毎年自動更新するものとする。

(理事会への報告)

第7条 理事長は、新たに入会した会員の名簿を作成し、直近の理事会に報告しなければならない。

(傘下機関)

第8条 賛助会員が実習監理又は支援等の下にある個人・企業等にその賛助会員資格を準用するためには、本機構に対し傘下機関登録を申し出た上、本機構が傘下機関に登録することを要する。本機構が登録した個人・企業等を「傘下機関」(以下同じ。)という。

なお、賛助会員資格の準用は、本機構が傘下機関として登録を完了した日(以下「仮登録日」という。)から発効する。

2 傘下機関の登録有効期間について初回登録時にあっては、仮登録日から3ヶ月経過後の応当日(以下「本登録日」という。)から第6条第3項に規定する当該傘下機関に登録した賛助会員の有効期間の満了日までとし、傘下機関の登録有効期間満了日と賛助会員資格の有効期間満了日を同一に揃えるものとする。また、その更新については、賛助会員から登録抹消の申し出がなくかつ本機構に異議がない限り自動更新するものとする。

3 次条に規定する比例会費(本条において以下同じ。)は、初回登録時は本登録日の属する四半期の初日から前項に規定する傘下機関の登録有効期間満了日までの相当額を請求月の翌月末までに納入しなければならない。また、前項の規定により登録有効期間を更新した際の比例会費は、その登録有効期間更新日の属する月の末日までに納入しなければならない。

(会費)

第9条 賛助会員の年会費は、個人会員及び企業会員の会費並びに団体会員の

会費に区分する。

2 個人会員及び企業会員の年会費は、次の各号に掲げる基礎会費及び比例会費から構成する。

(1) 基礎会費は次に掲げるとおりとする。ただし、基礎会費を納入した個人会員又は企業会員が、賛助会員資格を有する期間中に、次号に定める比例会費を納入する場合は、当該期間中に納入する比例会費から 10 万円を限度として基礎会費相当分を減額することとする。

①資本金の額又は出資の総額が 3 億円超の企業（ただし常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業を除く。） 一口 30 万円

②前号以外の企業で資本金の額又は出資の総額が 3,000 万円以上の企業 一口 15 万円

③資本金の額又は出資の総額が 3,000 万円未満の企業 一口 10 万円

④個人、資本金又は出資金を有しない機関 一口 10 万円

(2) 比例会費は、前号に定める金額に当該個人会員又は企業会員の傘下機関（本機構の賛助会員となっている者を除く。）の数を乗じた額の 50%とする。

3 団体会員の年会費は、次の各号に掲げる基礎会費及び比例会費から構成する。

(1) 基礎会費は、一口 10 万円とする。ただし、基礎会費を納入した団体会員が、賛助会員資格を有する期間中に、次号に定める比例会費を納入する場合は、当該期間中に納入する比例会費から 10 万円を限度として基礎会費相当分を減額することとする。

(2) 比例会費は、前項に定める金額に当該団体会員の傘下機関（本機構の賛助会員となっている者を除く。）の数を乗じた額の 50%とする。

4 賛助会員の年会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(退会等)

第 10 条 賛助会員が退会しようとするときは、理事長に退会届を提出しなければならない。

2 理事長は、賛助会員について特段の事情があると認める場合には、一定期間を限って休会を認めることができる。

(会員資格の喪失)

第 11 条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するときには会員資格を喪失する。

(1) 賛助会員である個人が死亡し、又は企業もしくは団体が解散したとき

(2) 技能実習法の規定により監理団体の許可を取り消されたとき

(3) 長期にわたり会費を滞納したとき

2 理事長は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、理事会の承認を経て、その者の会員資格を喪失させることができる。

(1) 入会の申込みの際の表明・確約に関して虚偽の申告をしたと認められるとき

(2) 入管法の規定により登録支援機関の登録を取り消されたとき

(3) 本機構の名誉を毀損する行為があったとき

(4) その他理事長が本機構の目的に反する行為があったと判断したとき

3 理事長は、前項各号のいずれかに該当する場合において、本機構に損害を与えたと認められるときはその補償を請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第12条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、賛助会員に通知することなく、理事会の承認を経て、その者の会員資格を喪失させることができる。

(1) 反社会的勢力に該当し、または次の①から⑤までのいずれかに該当すると認められるとき

①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 自らまたは第三者を利用して次の①から⑤までの行為のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき

①暴力的な要求行為

②法的な責任を越えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準じる行為

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

(細則)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

2014年6月24日一部改正

附 則

2016年6月6日一部改正

附 則

2018年4月1日一部改正

附 則

2019年7月1日一部改正

附 則

1 2020年4月1日一部改正

2 この規則改正時点で傘下登録されている傘下機関の登録有効期間については、本規則改正時点での登録有効期間経過後、順次賛助会員資格の有効期間と同一とする。

附 則

2024年6月5日一部改正